

伊勢崎市立北第二小学校
いじめ防止基本方針

伊勢崎市立北第二小学校

いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。いじめ問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むだけでなく、家庭、地域及び関係機関等の力も積極的に取り込み、対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童生徒にいじめを絶対に許さない意識と態度を育てるとともに、子どもたちが現代社会の課題を見つけ、積極的に対処していくような志を育てることが肝要である。

本校におけるいじめ防止等の対策を、総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」及び「群馬県いじめ防止基本方針」、「伊勢崎市いじめ防止基本方針」を受け、「北第二小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え

(1) いじめ防止対策の基本理念

- 全ての児童が目標をもち、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
- いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域、家庭その他の関係機関との連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

(2) いじめの認識

- 「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。
- いじめが生じた場合には、いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。また、いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。

2 学校の取組

(1) 学校内の組織

①「生徒指導委員会」

月 1 回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

②「いじめ対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、SC 等によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し迅速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、緊急生徒指導委員会を開催する。緊急生徒指導委員会参加メンバーは以下の通りである。

校長、教頭、生徒指導主任、PTA会長、伊勢崎警察署、主任児童委員（2人）青少年健全育成連絡協議会会長等問題行動に応じて参加メンバーを校長が招集する。

いじめ対策委員会の設置

構 成 員	役 割
校長・教頭	・学校基本方針を提示し、組織が機能するようリーダーシップを発揮 ・「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気醸成
教務主任	・学校通信や学校のWebページ等で、学校のいじめ防止等の取組について情報発信 ・生徒指導の機能を生かした授業づくりの推進など、教育課程の質的な管理
生徒指導主任	・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間で共通理解
	・いじめ問題に関する情報収集と記録 ・関係機関との連絡・調整 ・生徒指導部会の実施
教育相談主任	・教育相談実施状況報告 ・気になる児童生徒への対応の提案 ・スクールカウンセラーとの面談計画の提案、調整
養護教諭	・保健室における相談状況等報告 ・保健室の活用についての提案
学年主任 (学年生徒指導担当)	・いじめに関するアンケートの集約・学年の状況報告 ・いじめ防止活動についての学年の取組を提案、報告
スクールカウンセラー	・加害・被害児童生徒や保護者への対応、学校の相談態勢へのアセスメント

※ 校医、スクールサポーター、生徒指導担当嘱託員、民生委員・児童委員、人権擁護委員等学校の問題に応じて構成員に追加します。

(3) いじめ防止教育の推進

○キャリア教育の推進

現代社会の課題を見つけ、積極的に対処していくような志を育てるため、「未来力」学習講座を開き、児童が、将来の夢や希望を具体的な目標や目的に変え、自己の生き方について考えることができるようにする。

○規範意識の向上への取組

「幼・小・中一貫生活・学習13のルール」の活用や情報モラル教育の実践により、規範意識を育てる。また、5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）の時間の実践等により、きれいな心ときれいな学習環境をつくる。

○児童生徒の自主的な取組支援

児童会において、児童生徒が自発的・自主的にいじめを考え、改善に向けた活動を進められるよう指導する。必要に応じて、いじめ防止子ども会議等に参加する。

○教科等の取組

全教育活動において協働して課題解決をする学習を積極的に取り入れることや、道徳や学級活動の時間に、いじめを題材として取り上げ、思いやりや生命・人権を大切にすることを子ども自身に気付かせる授業を行う。

(4) 相談体制の整備

○相談窓口の連携機能の充実

担任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭が中心となり、各々が連携を取りながら、必要に応じて教育相談部会を開き、深刻な事案に迅速かつ的確に対応できるようにする。

○スクールカウンセラー等の活用支援

必要に応じて、県が配置しているスクールカウンセラーや生徒指導担当嘱託員の効果的な活用について、県や市教育委員会との連携を図っていく。

3 保護者・地域協力のための取組

(1) 保護者、地域の学校運営への参画

学校もひとつの地域の教育資源であると捉え、学校教育の地域社会への積極的な貢献を促し、子どもたちに地域の多様な人とのかかわりを経験させ、コミュニケーション能力を育むとともに、地域の人材育成に資する。また、コミュニティ・スクールの研究成果を踏まえ、学校や地域が課題を共有し、地域ぐるみで課題を解決していくことができるようにする。

(2) 相談窓口の周知

児童や保護者が悩みを相談できるよう、学校外の機関として教育研究所の教育相談や学校教育課、県総合教育センター「いじめ・生徒指導相談室」等、市内及び県内の相談窓口の周知を図る。

(3) 広報啓発活動

いじめ防止や情報モラルの向上に関わるリーフレット等を通して、保護者や地域と協働していじめの問題の早期発見・解決に努める。

4 関係機関との連携

(1) 市教育委員会との連携

必要に応じて、いじめ等の問題行動に対応するサポートチーム等の派遣を依頼し、解決を図る。また、重大な事案が起きた場合、必要に応じて、調査委員会の調査やスクールカウンセラー・スーパーバイザー等の派遣を依頼する。

(2) 警察との連携

(3) 児童相談所等との連携

○サポート会議等の開催

児童の状況や対策等について協議し、関係機関と連携し、いじめ等の早期発見・早期解決を図る。

○中央児童相談所や伊勢崎市の福祉部、市民部等との連携

いじめの内容に応じて、相談や情報の共有し、早期解決を図る。

(4) その他の関係機関との連携

弁護士や医師、法務局、カリキュラムパートナー、伊勢崎市PTA連合会、伊勢崎市青少年育成推進員連絡協議会等、関係機関や関係団体との連携を図る。

5 いじめへの対処

(1) 出席停止

児童生徒の教育に著しく妨げがあると認められる場合には、市教育委員会と連携を図り、必

要に応じて、いじめを行った児童の保護者に対し、当該児童の出席停止を命じる。

(2) 重大事態への対処

重大事態であると判断したときは、市教育委員会と連携を図り、組織を設けるなどして、公平・中立な調査を行い、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の重大事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

6 いじめ防止基本方針の点検及び見直し

いじめ防止等に向けた取組の検証を随時行い、その都度改善に努める。